

パネルディスカッション

「被害者がいつでもつながることができる支援」

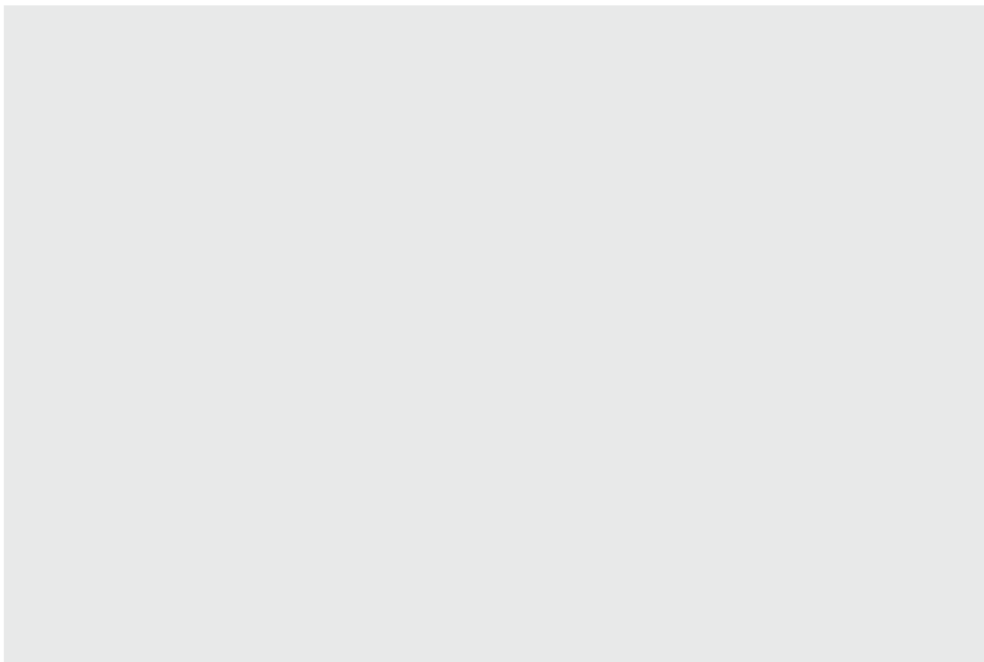
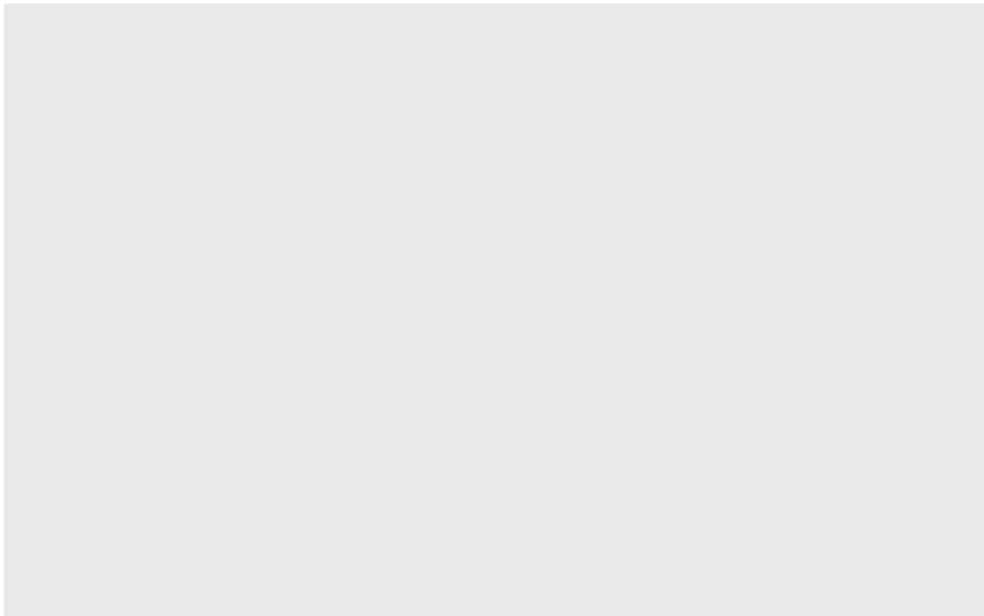
【コーディネーター】

大岡 由佳 氏 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授

【パネリスト】

藤代 富広 氏 人間環境大学 総合心理学部 総合犯罪心理学科 教授

高橋 久代 氏 くまもと被害者支援センター犯罪被害相談員・NNVS認定コーディネーター



パネルディスカッションをご聴講になる秋篠宮皇嗣同妃両殿下

大岡氏： 今からパネルディスカッションを始めさせていただきます。テーマは「被害者がいつでもつながることができる支援」となっております。平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、5年ごとに基本計画を見直しております。現在、第5次基本計画策定の議論が進んでいると聞いております。そのような中で、被害者が希望する支援を、いつでも、どこでも受けることが、どこまで進んでいるのか。これは、ここにいらっしゃる皆様もご存じだと思いますが、まだ道半ばであるかと思っております。

このたびのパネルディスカッションに際し、多くの方から事前にコメントをいただいております。二つだけ読み上げさせていただきたいと思っております。「私は、息子が集団暴行少年事件の犯罪被害者です。息子の命が助かり、25年以上、どうにか普通に生活していますが、忘れることができない事件や裁判の記憶が心の痛みとなる日も多くあります。長い間、何の支援も受けられずに我慢している被害者は大勢いると思っております。自助努力で、悲しみから完全回復、完全脱出できた犯罪被害者はいないのではないでしょう

大岡 由佳氏

か」。もう一つ読み上げます。「被害発生から長期間が経過し、公的に認知されていなかった被害者です。虐待のただ中では暴力を受けている認識がなく、リアルタイムで支援を受けられませんでした。自分は被害者だったと気づいたのは被害から約10年後、フラッシュバックが多発するようになってからです。支援の体系そのものはあっても社会に周知されていないために、つながれるかどうかは被害者自身の情報収集力に依存する状況を、どうお考えですか。被害から時間が経過すればするほど、回復は被害者の自己責任、自己負担になってしまうと実感しています」。このようなたくさんのコメントを、質問とともにいただきました。

本日は、被害者が希望する支援を、いつでもどこでも、どのようにしたら受けられるのかについて、このパネルディスカッションをご用意させていただきました。私も含めまして3人から、まず7分程度で話題提供させていただきます。その後、パネルディスカッションということで、事前に皆様からもいただいております質問等を踏まえながら展開させていただきたいと思っております。では藤代様、よろしくお願いいたします。

藤代氏： 皆様、こんにちは。愛媛県松山市にございます人間環境大学 総合心理学部 総合犯罪心理学科の藤代と申します。私は大学で被害者の心理学という科目を担当して、被害者支援を学生たちに教えております。本日は心理支援の立場から、被害者の方々がどうやったら社会につながっていけるか、支援につながるかを一緒に考えていきたいと思っております。被害に遭われた方が支援につながらず一人苦しんでいる状態で、社会が手を差し伸べられない状態が現実でございます。私がこれまで被害者支援に携わる中で最も重く感じてきたことです。本日は被害者支援の経験から見えてきた課題を検討いたします。

犯罪被害にあわれた方が支援につなげられない理由の検討

犯罪被害者支援の経験から見えてきた課題

- ・ 被害者が支援につながるまでに様々な障壁が存在
- ・ 心理的要因(トラウマ、自責感、恐怖など)
- ・ 社会的要因(周囲の理解不足、スティグマ(偏見)など)
- ・ 制度的要因(支援制度の周知不足、アクセスの難しさなど)



これらの障壁を取り除き、「いつでもつながる犯罪被害者支援」を実現するにはどうすれば良いかについて、事例を複数合わせた架空事例をもとに考えます。

まず、被害者の方が支援につながるまで、様々な壁が存在していると思います。心理的要因としましては、被害者の方は被害そのものだけではなく、自分が悪かったのではという自責感や、話しても理解してもらえないかもしれないという恐れを抱えています。そして、社会の側にも、大したケガもなくてよかったと、被害の影響を理解していなかったり、特に性被害の場合、被害者側にも落ち度があったのではないかというスティグマ(偏見)も見られます。制度の側でも、情報が届かない、相談窓口がわからない、そうした壁が存在します。これらの障壁を取り除き、いつでもつながる犯罪被害者支援を実現するにはどうすればよいかを、私が担当してきた事例などを複数合わせました三つの架空事例を基に検討していきたいと思います。

まず事例1、交通事犯のご遺族。これは、お父様の複数の事例で作っております。被害から半年以上経過して相談電話をくださるお父さんも結構多くいらっしゃいます。支援にすぐにつながれなかった心理的要因としましては、強い衝撃と喪失感で何も手につかないということがまずあります。また、最愛の家族を失った現実に直面できずにいらっしゃいます。支援につながれなかった社会的要因としましては、父一人で子どもの世話を追われて時間もないということもあります。また、男が弱音を吐くのは情けないという偏見もまだございますので、誰にも助けを求められないという状況もしばしば見てまいりました。このような方々にとって大切なのは、最初に出会う支援者が信頼できる存在であることです。『被害者の手引き』というパンフレットを渡して「今読めなくても大丈夫です。落ち着いた時に開いてください」と伝えることが大切だと思います。その一言が後に支援につながるきっかけになります。

藤代 富広氏

事例の二つ目、性暴力被害に遭った女子生徒の方々の事例です。小西先生(基調講演)のお話でもありましたが、10数年経ってから被害相談という方も、私が勤務しておりました埼玉県警察の被害者支援室にも、そういった電話は時々ございました。支援につながれなかった心

理的要因といたしましては、被害当時は年少で、何が起きたかわからない、性暴力被害の認識がまだできないということもあります。また、加害者から「誰にも言ってはいけないよ」などと口止めされる、報復の恐れもあります。さらに社会的要因としましては、お母様から「このことは誰にも言っちゃダメよ」と言われるケースもしばしば見てきました。これは娘さんのことを思っていることだと考えられます。娘が周りから何か言われてしまうのではないかと、そういった懸念からの言葉だとは思いますが、被害者の方がほかの人に相談できなくなってしまいます。ですから、子どもの性暴力被害については、すべての大人が正しい知識を持って適切に対応できるということが必要だと思います。

事例の三つ目としましては、性暴力被害に遭った男子生徒です。私は警察の少年サポートセンターでも勤務しております、こういったケースも珍しくはありません。まず支援につながれなかった心理的要因としましては、加害者からの束縛があります。「君がうまくなるためだ。特別に教えてあげる」。そして口止め。「これは二人だけの秘密だよ」。そして、「僕のせいでコーチとか先生が警察に捕まってしまう」と自らを責める男の子たちもたくさんいらっしゃいます。また社会的要因としましては、男子が被害者になるわけがないという偏見の中で誰にも言えない、そんな男の子もいらっしゃいます。加害者はコーチとか教師という権力を持つ立場であることが多いので、そういった権力を持つ加害者から「君のため」「秘密」と言われて、共犯関係のように操作されてしまう男の子もいらっしゃいました。性暴力は女性だけの問題ではありません。社会全体が、性別を問わず被害の可能性があるという前提でかかわる。つまりトラウマインフォームドな姿勢が求められます。この行動の背景にトラウマがあるかもしれないという視点を持つことが大切です。学校の先生方にも、お子さん方に問題行動があったとしても、その背景にトラウマがあるのではないかとこの視点を持っていただきたいと考えております。


これらの被害者の方が、なかなか支援につながるできない理由をまとめます。これらの事例に共通するのは第一に、被害者が強い羞恥心と自責感を抱いていることです。自分にも非があるのではないかと考えて相談しづらくなります。二つ目に、性被害では、心身ともに凍りついてしまって抵抗できなかった自分を責めてしまいます。我々男性でも「殺すぞ」と言われたら心と体が凍りついてしまいます。三つ目に、誰にも信じてもらえないだろうという予期的なスティグマ（偏見）があって、一層、支援を遠ざけます。四つ目に、誰にも助けを求められない孤立感があります。また、加害者からの報復も恐れていることがあります。最後に、子どもの場合は、自分が被害を受けたとすら認識できないこともあって相談できないままになってしまいます。そういうケースが多々あります。

では、被害者がいつでも支援につながるために支援者に求められることを最後に申します。まず信頼関係の構築です。最初にかかわる警察職員や支援者が信頼できる存在であることが、後の相談に向けて大切です。二つ目に、傾聴と温かい姿勢です。被害者の心に寄り添って「この人なら話しても大丈夫」と感じてもらうことです。第三に、加害者と面識がある場合、

特に性暴力の被害者には安全の確保と安心感の提供です。「証拠保全を先に、届け出は後でもいいですよ」と伝えることで、性暴力被害者の方は落ち着いて判断もできます。四つ目に、子どもたちへの「気づきのスイッチ」を入れる教育です。「これも相談していいんだ」と気づかせることが被害の長期化を防ぎます。そして最後に、どこに住んでいても支援につながる体制の整備です。電話相談やオンライン相談のほか、多少辺りなところでも相談が受けられるように、各県の臨床心理士会、公認心理師会が、支援を行える専門家の育成を行っております。最後に、日本が引き続き世界に冠たる安全な国であり続けるためには、被害直後からの切れ目のない支援が大切です。被害者の方が再び人を信じる力を取り戻すこと。それこそが私たち支援者が果たすべき使命だと感じています。

**犯罪被害者の方がいつでも支援につながるために
～支援者側に必要なこと**

- 1 信頼関係の構築**
被害直後に信頼できる人物と関わることで、後に相談したいと思った時に思い出せる可能性が高まる。最初に接する警察職員の力量が非常に重要。
- 2 傾聴スキルと温かな姿勢**
被害者心理の理解を踏まえた傾聴スキルと安心感をもってもらえる温かな姿勢が重要
- 3 被害者が加害者と面識がある場合の優先導線**
性暴力被害に関し、加害者と面識ありの場合では、被害者が相談しない率が高い
→身辺安全・証拠保全を先に、届出判断は後にという説明により被害者に安心感を持たせる
- 4 児童・生徒には「気づきスイッチ」をオン**
学校やSNS等を通じて、「これも相談対象」であることを理解させる教育が重要
- 5 支援へのアクセス**
どこに住居していてもつながることができる電話相談の充実
面接が必要となった場合に対応できる支援者の地域配置が必要



7

今後も、どの地域でも必要な支援を受けられる体制づくりを各職域で進めていきたいと思えます。ご清聴どうもありがとうございました。

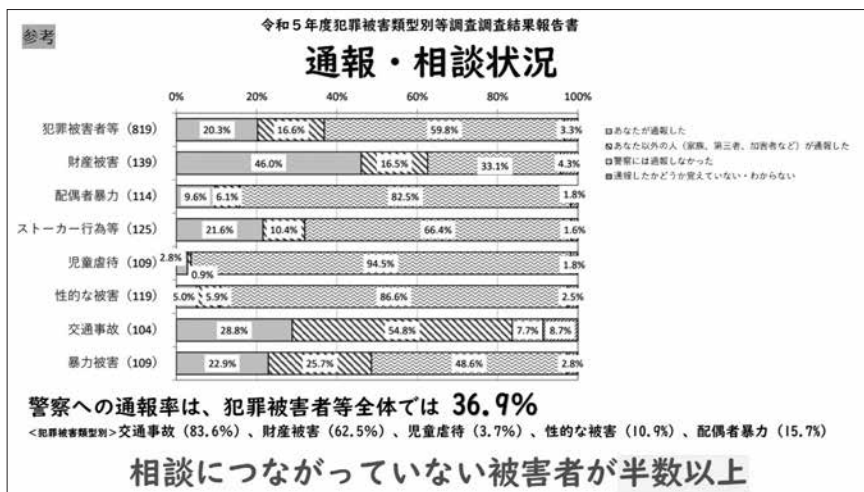
大岡氏： 藤代様、ありがとうございます。藤代様からは、支援につながれない、また、つながれなかった事例から、求められる支援者の心理的支援のあり方について、お話をいただきました。

では、次は私のほうから話題提供させていただきたいと思えます。私自身は23年前から被害者支援センターの相談員や、大学病院の当時PTSDの拠点病院といわれている精神科のソーシャルワーカーとして勤務をしてまいりました。現在は研究者、また、地域の被害者支援に携わる一員として、いろいろと考える日々を送っております。タイトルが「被害者がいつでもつながることができる支援」ということです。もうここにいらっしゃる皆様は、ご承知のとおりかと思えますが、犯罪被害者等基本法第3条の3に、このように書かれています。「必要な支援等を途切れることなく受けることができるように」と。この「途切れることなく」というところが今回のテーマにつながってくるところになるかと思えます。私ども研究者らで被害者の声を聞き取った結果から少し見ていただきたいと思います。

「恐怖感を感じて何年間も、まともな生活ができなかった。思い出すと強い恐怖を感じて頭

がおかしくなる、そんな感じがする」。「歩いている時に背後から誰かが近づいてくると不安な気持ちになる。怖くて仕方がない」。「誰にも言えないし、思春期になって症状がひどくなった」。「現役でバリバリと看護師として働いていた母がある日突然亡くなり、父は毎日お酒を飲んで泣いていた。その結果、父はアルコール依存症になり、私はとてもつらかった」。「人間不信になった。今でも傷は癒えていない」。これは500人ほどの調査だったのですが、被害者から、こういった切実な声を頂戴しました。

今、被害者の置かれている状況でありますけれども、令和5年度の犯罪被害類型別等調査報告書によりますと、警察への通報率は犯罪被害者等全体で36.9%です。これは犯罪類型によって違いがあるんですけれども、ここから見えてくるのは、相談につながってない被害者が非常に多いという実態です。さらには、事件に関連して受領した給付や支給、賠償があるかという問いに対しては、何と8割弱が、いずれの支援も受けていないということが明らかになっています。世間では、「加害者がいるんだから加害者に払ってもらったら」などと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、実際に加害者からの賠償があった者は3.1%といった数値も浮かび上がっております。



そのような意味で、支援はまだ道半ばといえると思います。そこに、通称・新あすの会が大きくPTに要望される形で、令和5年に、国の決定方針が出され、令和6年に、施策の取りまとめが行われました。これは、「地方における途切れない支援の提供体制をつくる」ということが今回のテーマと合致してくるところになるのですが、どういうように決まったかといいますと、犯罪被害者の支援をワンストップで対応していく。司令塔となる役割を都道府県に配置する。窓口を一元化し、被害者らの負担を軽減していく。これを行っていくと決めたわけです。これを警察庁はじめ各省庁が手を取り合って進めていくことになり、そして、仕組みといたしまして途切れない支援の仕組みを、まず都道府県レベルには多機関ワンストップサービスの仕組みとして、これは警察庁様の作られた図になりますが、お示しいただいております。コーディネーターを置いて多機関と連携できる体制を視覚化されました。また、市民は都道府県に住んでいるというよりも各市区町村に住んでいますので、市区町村レベルの基盤整備の例もお示しいただきました。自分の身近な町で支援を受けることができる、こういう体制を

どうつくっていくかということ、まさに今具体化したと言ってもいいのではないかと思います。

では、これで被害者支援が実際に進んでいくのかといったときに、これで助かる被害者もいるかもしれません。しかし、埋もれてしまって、なかなかこういった窓口につながらない、そういう被害者もいるのだというふうに思われます。今、私のおります福祉現場では「断らない相談支援」という形が広がり始めています。これは先ほどの警察庁の流れの中でも組み入れられている概念にはなるんですが、例えば重層的支援というもの、こういったものの支援会議を通じて被害者を支援していくことも今後は支援に入れていくべき、そういう発想になっています。つまり、制度を人に合わせるのではなく、人を中心として関係機関が伴走型で支援を行っていくということを身近な市区町村で行っていく。そういったワンストップの支援を可能にしていくことが、今求められていると考えられています。

PTGってご存じですか？

心的外傷後成長（Post-traumatic growth;PTG）。
私たちの心は、挫折や困難の際に、一時的に傷つくこともあるが、大概の場合はそれを乗り越えて、むしろ成長していくとされる考え

【参考】PTGI-SF-J:日本語版-外傷後成長尺度短縮版

因子	各項目内容
他者との関係	<ul style="list-style-type: none">• 他人達との間で、より親密感を強く持つようになった。• 人間が、いかに素晴らしいものであるかについて、多くを学んだ。
新たな可能性	<ul style="list-style-type: none">• 自分の人生で、より良い事ができるようになった。• 自分の人生に、新たな道筋を築いた。
人間としての強さ	<ul style="list-style-type: none">• 困難に対して自分が対処していけることが、よりははっきりと感じられるようになった。• 恐っていた以上に、自分は強い人間であるということを見つけた。
精神的（スピリチュアルな）変容	<ul style="list-style-type: none">• 精神性（魂）や、神秘的な事柄についての理解が深まった。• 宗教的信念が、より強くなった。
人生への価値観の変容（人生感謝）	<ul style="list-style-type: none">• 人生において、何が重要かについての優先順位を変えた。• 自分の命の大切さを痛感した。



最後になりますが、しかし、そうはいつでも、なかなかすぐに支援を受けたいというふうに見えるそんな状況に、すべての被害者があるわけではありません。いつでもつながる感覚を被害者が持てるためにはどのような体制が必要なのかということについて、少し私どもが行いました調査の結果からご紹介したいと思います。これは上智大学にいらっしゃいました伊藤富士江先生をはじめ様々な先生にご協力いただいていた調査です。この調査の結果から様々なことが見えてきたわけですが、一つ、本日ご紹介したいのは「PTG」という概念です。PTGはPost-Traumatic Growth、心的外傷後成長という言葉です。被害者にとって「回復」という言葉は重い言葉です。回復なんてあり得ない、そんなふうに思っている被害者も多くいらっしゃることを承知でこの概念をご紹介するわけですが、もしも回復というものがあり得るとするならば、人としての強さとか、新たな可能性、人生への感謝、こういったものが出てくるといふ発想です。このPTGというものが被害者に生まれる時、それはどんな時なのかということ、研究で明らかにしました。相談につながった方は、この研究では4割、37%ということになっていたんですが、その方たちに「人権を尊重され守られていると感じたか」「被害後、自分の安全安心が確保されていると感じたか」「社会的なつながりが持てるような働きかけが支援を受ける中であったか」と尋ねています。すると、「その感覚があった」という方にPTGが非常に高くなるのが、この研究からわかったんです。これは、被害の影響を理解した対応、トラ

ウマインフォームドケアという言葉にも言い換えることができるわけですが、私たちが人権を大切にしたい対応をしていくということが、もしかしたら、人々が回復につながりやすい支援の形態なのかなというふうにも感じております。ご清聴ありがとうございました。

私のほうからは、現在、被害者が置かれている状況を整理して、今まさに始まっている支援体制の構築の話、最後にPTGをご紹介させていただきました。最後のパネリストは高橋様にお願いしております。よろしくお願いいたします。

高橋氏： 皆様、こんにちは。くまもと被害者支援センターの高橋と申します。私は2004年から、くまもと被害者支援センターで、支援の現場で直接的な支援に従事してまいりました。私からは、被害から時間が経過し、やっと相談につながった方に対して、支援の現場でどのような相談対応や支援が行われているかということについて、内容の一部ではありますが、報告したいと思います。

このスライドは、「全国被害者支援ネットワークが48の被害者支援センターに対して組織体制調査を行った結果」のグラフで、被害発生から相談までの経過年数を調査した結果です。この中で、「被害発生から1年以内の相談がほとんどである」と、各支援センターからの回答がありました。それと同じくらいの数で「被害発生から3年以上経過した方からの相談がある」とも回答しています。ただし、相談があった方の人数が623人というのは、全国の被害発生の認知件数からすると、ほんの一部の方からの相談であることがわかります。

このスライドは、「被害から3年以上経過した被害者の方に対してセンターでどのような支援を提供してきたか」ということについて、回答いただいた内容になります。被害者支援センターでできるあらゆる支援について、各センターで努力されて支援されていることがわかります。「自助グループの紹介」とありますが、センターで運営している自助グループ、または支援している自助グループでの活動というのは、途切れない支援につながっているのだろうと思っています。ただ、気になるのが「相談のみで直接的支援の提供はしていない」と回答している件数が多いですね。これはどういうことかということについても、これから掘り下げて考えていきたいと思っています。ここでいいます直接的支援とは、例えば病院への付添い、警察・検察庁・裁判所など刑事手続きに関して、被害者の方に直接対面し付き添いなどの支援を行うことを直接的支援と呼んでいます。

このスライドは、「被害届を出していない、認知されていない被害者の方からの相談に対して、センターでどのように対応しているか」を聞いた回答になります。その中で「被害届を出してなくても、被害者の方が希望する支

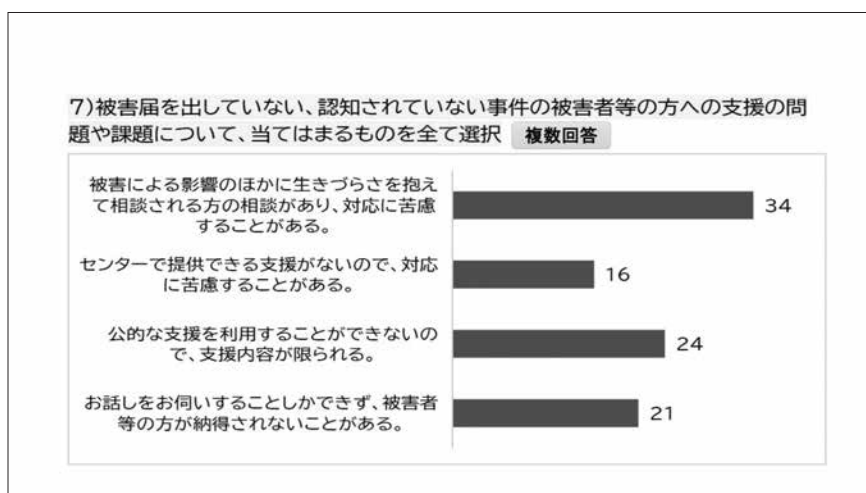
高橋 久代氏

援があれば可能な限り支援を行っている」という回答は、被害者支援センターが、被害者の方を一人にしない、しっかり支援していくというスタンスであることがわかると思います。また、電話相談が主な支援であることが多く、関係機関につなぐという支援も、被害届を出していない方への支援として特徴的なものではないかと思えます。

このスライドは、「被害届を出していない、認知されていない被害者の方への支援について課題として考えている」回答です。このことについては最後に触れていきたいと思っています。

次のチャートは、被害発生から時間が経過した被害者の方からの相談の場合の、相談支援の流れになります。電話相談や来所相談、関係機関からの紹介でセンターに相談があった場合、センターでは支援員が面接相談を行い、お気持ちを聞いたり、今の困り事などのニーズをしっかりと聞き取りながら具体的な支援のプランを提案していきます。支援のプランを提案したのに対して被害者の方が望まれる内容を、直接的支援という形で提供しているというのが支援の流れになりますが、時間が経過したことで、被害者の方のニーズに対し、センターの提供できる支援がそれほど多くないため、途切れてしまう支援も出てきているという現実は見聞きすることではあります。

このスライドは、「くまもと被害者支援センターからの報告」になります。皆様のお手元の資料には入っておりませんので、申しわけございませんが、画面上でご確認いただければと思います。これは、被害から時間が経過した初回の電話相談を、過去2年間、統計を取ったものですが、相談の経路としては、ご本人だったり、ご家族からという相談が大半になっています。被害者と加害者の関係性としましては、家族・親族であったり、友人だったり、職場の関係者だったり、交際相手、元交際相手など被害者の身近な人からの被害であるが故に、なかなか相談がしづらく、支援につながってこなかったのではないかとということが想像されます。また、どのような被害内容の相談だったかといいますと、やはり性被害の相談が主になっています。この中の「その他」の相談内容としましては、DVであったり、虐待であったり、そういう中での身体的な被害。または、最近よく皆様も耳にされると思いますが、SNSを介した



デジタル性暴力の被害、そういう相談も最近増えてきています。提供した・提供している支援としては、刑事手続きに沿った支援であったり、心理的なケアであったり、面接相談や電話相談などを継続して支援しているというのがセンターの支援になっています。

最後のまとめになります。支援センターのアンケート結果から「相談支援のしづらさ、難しさを感じる」という結果の中では「生きづらさを抱えた相談への対応に迷う」というものだったり、「犯罪被害者を対象にした公的な支援の要件を満たさない方への対応で、どのようにしていったらいいかということに迷ってしまう」ということであったり、「傾聴のみの支援に満足していただけない」。または、「センターで提供できる支援について、本人が希望されなかったり、希望された支援がセンターで提供が難しい」ということがあります。提供できない場合には、ニーズに対応できる連携先を私たちは見つけて、つないでいく支援を行っているのですが、なかなか連携先が見つからないという現実もあるのではないかなと思います。このような現実を踏まえて今後取り組んでいきたいこととして、関係機関との連携の広がり強化があげられます。医療や福祉や教育現場で被害者のニーズをしっかりと受けとめ、連携を取りながら重層的な支援の充実を図っていくことと、被害後に早い段階で支援につながるための相談先の周知だったり、つながった後の連携が活発に確実に進んでいくように努力していくことが、今後の課題だと思っております。私の報告は以上です。

大岡氏： 高橋様、ありがとうございました。高橋様からは、全国被害者支援ネットワーク組織体制調査の結果から実態と課題、そして、現在関わっておられます支援センターの今後の展望等をお知らせいただきました。



では、ここからはパネルディスカッションということで「被害者がいつでもつながることができる支援」について考えさせていただきたいと思っております。事前に、皆様のほうから申込時に質問をいただいております。こういった質問を皆様とともに考えたいということで出していたのですが、これ以外に様々なご意見、コメントもいただきました。たくさんいただきましたので、これを私のほうでテキストマイニングに落としてみました。これは、出現頻度が高い単語を複数選び出して、その値に応じて大ききで図式するという手法でございます。見ていただ

きますと「支援」というものを中心に「被害者」「被害者支援」「犯罪被害者」いろいろな言葉が出てきているように思います。これをカテゴライズ化いたしまして、いただいた質問を幾つかに分けて、ここからはディスカッションを進めさせていただきます。皆様のお手元の資料はここまでとなっているんですが、それぞれの項目について頂戴した意見を簡略に、こちらのほうでまとめさせていただいたものを使いディスカッションを進めていきます。時間に限りがありますので、それぞれのパネリストには、今からお見せいたしますスライドにそってお気づきの点から話題を展開していくという形をお願いしたいと思っております。

一つ目ですね。一番多かった皆様からいただいた質問が「支援の提供体制と連携」というものでした。読み上げる時間がございませんで少し目で追っていただけるとありがたいと思いますが、例えば「多職種連携」でありますとか「速やかに支援につながる仕組み」とか「中長期的な支援」とか「組織的に提供されるには」、こういったご質問を多くいただいたということになります。藤代様、この辺いかがでしょうか。

藤代氏： 総論を言っても、なかなか皆様に役立つお話もできないかもしれませんが、「多職種連携」かつ「組織的」ということです。私が長く勤めておりました埼玉県警察本部の犯罪被害者支援室では、埼玉地方検察庁など様々な機関と、実際にそれぞれのケースでうまくいかなかったことを後で、あの時どうすればよかったかなというのを検事さんとかお医者さんとよく話をしまして、次からこうしようということで、それが協定などに結実するに至ります。私たち心理職や、あるいは警察官と一緒に、それぞれの立場から、あそこはこうしてほしいとか、こうしてほしいとか、実際にお話をしながら具体的に話を進めることが大切です。

組織的という点では、誰かが、できれば臨床心理士の職員などがリーダーシップを取って検察庁や医師会に、「実際、被害者の方はこうおっしゃっているんで、こういうことをお願いします」ということを伝えます。私たちは代弁といいましょうか、アドボケートする立場だと思っておりますので、支援というよりは、たまたまこの方は被害に遭って、たまたま自分は支援させていただく立場なのですが、被害者のニーズを汲んで、次からうまくいくにはどうすればいいかという検討を、ずっと積み重ねてきました。被害者の方の声を汲んだ我々支援者が、失敗から学ぶことも多々ありましたが、組織的に支援を進めるために、警察や検察庁、医師会、福祉事務所など、いろいろなところを回ってきました。同時に被害者相談窓口を各市町村役場につくってくださいとか、警察は実際このように支援を進めているというお話から、こうやるとうまくいくから一緒にやりましょうという草の根的な仕事も支援者には重要で、してきました。

大岡氏： ありがとうございます。高橋様、いかがでしょうか。

高橋氏： 「速やかに支援につなぐ」というところでは、被害の申告をされた方に対しては、警察からの提供情報により支援を開始することがあります。先ほどの報告にもありましたように、被害届を出されていない方や、自分が被害者だと認識していない方については、時間が

すごく経過した後、いろんな生きづらさから犯罪被害によるものとして相談してこられる方がいらっしゃる。そういう場合に、支援センターにつながるまでに、かなり時間がかかるのだらうと思われます。このあたりが、ワンストップで相談機関をつなぐというところの整備が急がれるのではないかと考えています。

大岡氏： ありがとうございます。私のほうからも、この連携について一言申し上げたいと思います。先ほど高橋様からありましたように、つながってない方に、連携体制の前の段階から、うまくいってないということが今の実情であると私も認識するところであります。今まで、例えば「途切れない支援」という言葉が近年よく使われますが、その前は「シームレスな支援」という言葉が使われてきましたし、その前は「たらい回しにしない支援」、いろんな言葉でその重要性が語られてきています。しかし、「連携」という言葉は、実はそれほど歴史がないんですね。病院の中で90年代に「(急性期の治療終了後)患者様を地域に出していく」ということが言いだされるようになりまして、地域の中で在宅医療を受けないといけない状況になりました。在宅医療を受けようとする、家にいて、そこで例えば配食サービスを受けたり、リハビリしてもらったり、訪問診療したりといろいろなものが必要になるので、そこでいろんな関係者が情報を共有しないといけないというところで生まれた、これが「連携」という言葉になってくるわけなんです。

被害者支援といった時に、先ほど高橋様もおっしゃったように、そもそもつながっていない方の連携は考えられないところがあって、つながってない方の情報も含めて提供体制をできるだけ視覚化し、そして、手に取れるように提供していくかが重要になってくるのだらうなということをお願いしながら聞かせていただきました。

この「支援の提供体制と連携」についてのコメントが一番多かったのですが、次に多かったのが「支援へのアクセスと課題」ということになってございます。キーワードだけ読ませていただきますと、「現在の支援体制は特定の定義に該当する人に限定されているのではないか」「被害に気づいてない人や相談できない人に、どのように支援を届けるのか。どのような取り組み事例が実際にあるのか」「適切なタイミングで情報を届けるには、どのような工夫が必要なのか」。こういったコメントをいただいております。では藤代様から、よろしいでしょうか。

藤代氏： お子さんがなかなか支援につながらない事例もたくさんあります。児童虐待を含めまして。犯罪被害者の方々ご自身が学校で講演されておりますが、警察職員も保育園や学童まで含めて小中高大を回りまして、「被害に遭ったら、こうなってしまったとしてもそれは無理もない、周りの友達が仮にこういうことで苦しんでいたら、ぜひこういうふうにしてほしいな」ということで、お子さんたちに講話、講演活動をずっと続けてまいりました。特に「性的な虐待、性暴力被害に遭ってしまうと、こうなってしまいかねない。でも、それは無理もないこと。それがお友達にもしあったら、ぜひこういうふうにお話を聞いてほしいな、支えてほしいな」と、ずっと話し続けてまいりました。なかなかお子さんは自分からSOSを出せませんし、先ほど

性暴力被害で相談したのは10%しかないというグラフがありました。なので、子どもさんたちに対して、こういうことって相談していいんだというふうに、ぜひ私たち大人が子どもたちに伝えていきたいと思います。

大岡氏： ありがとうございます。高橋様、いかがでしょうか。

高橋氏： 私も子どもの被害について、周りの大人が気づいてかかわっていくのがとても大事だと感じております。藤代様がおっしゃったように、気づきだったり、また、子どもを取り巻く大人がそういう視点を持って関わっていくという事が必要だと思っています。私も中学校や高校の生徒さん、小学校の先生方に出前講座というかたちで性暴力の予防教育についてのお話をさせていただくのですが、そういう中で、子どもの困った行動は困っているから起きる行動かもしれませんということを伝え、トラウマインフォームドケアについての視点を持って子どもたちにかかわってくださいますというふうに、お願いをしているところです。周りの大人が気づき、「何かあったの？」と声をかけるところから気づいていく、それはとても大事なところなのだと思います。

大岡氏： ありがとうございます。私のほうも「支援へのアクセスと課題」ということで、少し違った視点で意見させていただきたいんですが。私も研究者として公益財団法人犯罪被害救援基金様から助成をいただきまして、地方公共団体にヒアリング調査を昨年行わせていただいたんです。ヒアリング調査をする前に、すべての地方公共団体の犯罪被害者等総合的対応窓口となっているところのホームページを確認させていただきました。すると、ホームページが本当に充実しているところから、全くヒットもしないところまであったんですね。もちろんSNSなども確認していきましても、そういうものを見ていくと、実際に私たち市民が被害に遭った時に、まずスマートフォンなどでチェックをしようとしても、情報がないために、支援にたどり着けないということがあっていいのではないかと感じた次第です。

もちろん警察庁様でも「ギョっとちゃん」はじめ素晴らしいホームページのコンテンツを提供してくださっていて、そういうものにアクセスできる被害者もいるわけですが、もっと身近な市区町村で、あるいは自分の町内で、そして学校で、地域でつながっていけるような、そういう情報の発信が必要ではないのかと思っています。それを支えるのは、今、当事者たちが懸命に活動し展開しております、条例制定の動きです。犯罪被害者支援に特化した条例、犯罪被害者の権利を守るための条例を各市区町村につくっていくということではないかと思っています。草の根的な活動が、適切なタイミングで情報をキャッチしていく、また、被害に気づいていない人に「もしかしたらこれは被害じゃないの？」と気づかせる、そんな機会になるのではないかなと思っています。

その次にご意見として多かったのが「被害者への理解と支援のあり方」というようにまとめられる項目でした。例えば、小西先生からも言葉としては何度か触れられましたトラウマイン

フォームドケア。「トラウマインフォームドケアの視点を取り入れているか。それについてどんなふうに考えてらっしゃるか」というご質問。また、被害者への理解という点で「援助交際と性被害は別物」というんでしょうか。性被害は、それが被害というふうになっていきますと被害者支援の対象になるわけです。しかし、援助交際となった時に、これが支援にどれくらいつながっているかという、今は随分と柔軟に対応しておりますが、当事者は躊躇して、被害だと思わないので支援も求めないということがあります。それらに対して、対策が講じられていないということへのご意見もございます。また、「司法関係者で被害経験を持つ人は、どこで秘密裏に傷を打ち明けられますか」という質問が、2、3ございました。実際に被害者支援にかかわっている方であったり、消防隊員や警察であったり、司法関係者含め、こういった方たちが被害に遭った時に、どんなふうに支援が提供されるのかというところのご質問というふうにお見受けしております。

気づいたところからということで、藤代様からお願いいたします。

藤代氏： では、私は二つ目のところを申し上げたいと思います。「援助交際と性被害は別物として支援」というのが、別物でなくてもよいのではないかと私は考えております。私は大学に転じる1年半前までは警察の少年サポートセンターで働いておりました。埼玉県からも新宿のトー横に行って、同じような境遇の女の子たちと話をしているというケースもありました。そこでは援助交際をさせられるといいましょうか、メンズ地下アイドルの男に貢ぐためにパパ活みたいなことをして、そこで性暴力被害に遭う、違法薬物に手を染めさせられてしまう、そういう女子もいらっしゃいます。

そういったお子さんや親御さんの面接をすると、援助交際に結果的にはなってしまった女の子たち、それこそ小学生から中学生、まだ12、3歳だったりもするわけですがけれども、そういった子たちは、もしかしたら我々大人がつくった社会に搾取されてしまっているのではないかと考えます。援助交際してしまったとしても性暴力被害に遭っているケースも多々ありますし、望んでそういうこと、行為をしているわけでもない子たちもいます。中には、お小遣い稼ぎという高校生もいらっしゃるかもしれませんが、お小遣いをもらえないとか、虐待を受けている子どもさんも少なからずいらっしゃいます。援助交際せざるを得ないような生徒さんに対する支援をやっている団体も幾つかありますけれども、援助交際とかパパ活をせざるを得ない生徒さんたち、子どもさんたちにも、我々支援者が今まで受けてきた大変な仕打ちをきちんと理解した上で、自分を大切にしてほしいと伝えることが大切です。そして、穏やかな生活を送れるような支援も必要で、それは心理支援ではなく生活面の直接的な支援がとても大切だと思います。援助交際の方々には心理支援のみならず、福祉的な支援を含めて多々必要なことがありますので、被害者支援に関しても、援助交際の方々にとっても通じるところがあると思います。対策はなかなか難しいのですが、そういった子どもさんたちにも、ぜひ警察や、あるいは法務少年支援センターという、少年鑑別所が開いている相談窓口などに、ぜひ相談に行ってくださいなと思っています。

大岡氏： ありがとうございます。では高橋様、いかがでしょうか。

高橋氏： 私のほうからは「司法関係者で被害経験を持つ人は、どこで秘密裏に傷を打ち明けられますか。また、その経験をどう支援に生かしますか」というご質問に対してお話しさせていただきます。被害者支援センターは厳しい守秘義務があります。支援を希望される場合には、しっかり秘密を守って支援をさせていただいています。なので、実際に裁判になったとしても、性犯罪被害の場合には秘匿の対象となり、お名前等も明らかにせず最後まで支援ができますし、司法関係の方でも同じように支援をしています。

「秘密裏に傷を打ち明けられますか」というところでは、まずは支援センターにご相談いただき、守秘義務をしっかり守ってほしいという強い意思を訴えられる。そして、心理的なケアや、さまざまな支援についても、しっかり支援センターでかかわっていただけるのではないかと思います。

「その経験をどう支援に生かしますか」というところでは、ご自身の嫌だったこと、つらかったこと、こうしてほしいことを支援センターの支援員にお伝えいただければ、きちんと対応できますし、その経験を次の被害者の方に生かして欲しいということもお伝えいただくことで、支援センターで、またその気持ちを大事にしながら支援を充実していけるのではないかなと思っています。

大岡氏： ありがとうございます。私のほうは残されました「トラウマインフォームドケアの視点」について、少しお話しさせていただきたいなというふうに思います。

トラウマインフォームドケア、これは簡単にここで語れるようなものではないですが、トラウマのことをよく理解してかかわるといような視点が今、犯罪被害者支援にも重要だとされてきています。実は全国被害者支援ネットワークの研修でもトラウマインフォームドケアについては数年前から取り上げられ、研修を相談員が受けていることもあり、徐々に広まってきています。では、こういったものを学ぶことでどう被害者支援が変わっていくのかといったときに、わかりやすいもので言うと、例えば性被害に遭った場合を考えると、それは単回性のトラウマとなりまして、1回こっきりで被害に遭って相談にいらっしゃったという構図をイメージしがちなわけです。しかしながら実際には、生きてると、その以前にもそれに似通った出来事にあっていたり、あるいは違った形で、家庭内でマルトリートメント、逆境の体験の中で傷つきがあったりしており、その後、性被害に至っていたということがあつたわけですね。すると、シンプルに性被害に遭った後の回復経過をたどらないことも多くて、支援者からすると、なぜここでこんな反応をするんだろうかということがわからなかったり、回復に向かって足並みが進んでいかないことに焦りや心配したりということが出てくるわけです。

それが、例えば逆境的小児期体験というもの「ACE」という言葉がありますが、そういっ

たものを知っていることによって、もしかしたら今回の性暴力被害の前にも何か大変なことがあって、その影響も今出てきてフラッシュバックがしんどいのかもしれないと思えると、少し見方が変わってきたりするわけです。ある当事者が「知識は優しさだ」という言葉を私に教えてくれました。性暴力被害者が伝えてくれた言葉です。私たちはトラウマインフォームドケアの視点に限らず様々なことを学ぶことによって、被害者支援をする際に、また違った形で、よりつながれるような形に持っていける可能性があるのではないかなということを日々感じています。この研修も、そういう機会になったらいいなと思いますし、私も今、学びを得ているところかなと思っています。ありがとうございます。

いただきました質問をカテゴライズしたもので話を展開させていただいたんですが、では、そもそもパネルディスカッションで共に考えたかったことについて、少しここで展開させていただきたいと思います。二つ考えさせていただいておりました。一つ目が「支援者ができることとは何か」。二つ目が「私たち支援者が知っておくべきこととは何か」についてであります。ここはまとめて、それぞれにコメントを頂戴したいなと思います。藤代様から、お願いできますか。

皆とともに考えたいこと

■テーマ1：
支援者ができることとは何か

■テーマ2：
私たち支援者が知っておくべきこと

藤代氏：一言で申しますと、先ほど大岡様が「知識は優しさ」とおっしゃいましたね。私たち公認心理師、臨床心理士も法廷への付き添い支援などもやっておりましたので、刑事司法手続き、そして裁判で使われる言葉を、ご説明できるように知識を蓄えておく必要があります。被害者の方々は、検事さんに直接質問できる方もいらっしゃるんですが、なかなか質問できずに一人で抱え込む方もいらっしゃるんです。そして、民間の被害者支援センターの方々も直接支援員の方々も、本日私が少し申し上げたような、犯罪被害者の方々が、なぜなかなか支援につながらなかったのかという、様々な心理的な症状といいたいでしょうか、葛藤などもぜひご理解いただき被害者の方にご説明していただきたいです。「あなたが苦しんできたのは、たぶん、こういうことだと思うよ」と。心理教育といいますが、これは多くの被害者の方々が当然経験することなので、あなたがおかしくなったわけではないし、少しでもお手伝いできれば」ということで、心理支援の説明ですとか、心理面のことを教育という観点で、支援に携わる方々が、自分の専門領域以外も被害者の方に丁寧にご説明することが大切です。

安心して、やっぱり相談してよかったなど、今後もぜひ相談したいなと思っていただけるような関係をつくっていただくのに、やはり知識はとても大切です。私たちもいまだに勉強しなければいけないことがたくさんあるので、ぜひ皆さんと一緒に勉強していきたいと思えます。以上です。

大岡氏： ありがとうございます。では高橋様、お願いいたします。

高橋氏： もう藤代様にすべて言っていたいただいたような気になっておりますが、やはり私たちは、日々、知識をアップデートしていかなければいけないと、あらためて感じております。なかなか難しい支援、どうしたらいいかわからないと、つまずいたり迷ったりする時こそ学びが大事だし、先輩支援員や専門家の方から違った視点でご意見をいただいたりということで、自分たちが困った時こそ本当に学びが大事だなと思っております。

それから、支援者としていつも心がけておきたいと思っていることは、本日、ご遺族の渡邊様からお話を聞かせていただきましたけれど、本当に、大切な家族を亡くされた時の苦しみ、悲しみ、そういうものがすごく伝わってきました。私たちは同じ体験はできていませんけれど、そういう気持ちをいつも持ちながら共感的に、そして、その背景でどれだけ大変な思いをして、相談に来られたのかということを理解した上で、お話を聞きながら支援に向き合いたいと、またあらためて思ったところです。

大岡氏： ありがとうございます。私のほうは、最後まとめる形で少し意見をさせていただきたいなと思えます。

今回のテーマは「すべての被害者を『ひとりにしない』支援」ということで、このパネルディスカッションでは「いつでもつながることができる支援」を考えることになっていたんですが、聞いていただいたらわかりますように、まだまだこれから取り組むべきことも多いことがおわかりいただけたかなと思えます。今までかかわってきた被害者支援の仲間たち、そして支援者は、本当に、そういう意味では創生期を駆け抜けてきたという感じを私自身、受けています。

これからは、ではどうしていくかといったときに「warm heart and cool head」というんでしょうかね。熱い心は私たち持ってきているんだと思うんですね。今度は冷静というんですかね。例えばそれは、地道な事例検討をちゃんと重ねていくということであったり、数値を取っていくということであったりすると思うんです。ヒヤリ・ハットと看護業界だといったりしますけれども、そういうものを蓄積していく中で、つながらない被害者がどこにいて、そして、どういうふうにしてその人たちはつながっていったのかとか、いかなかったのかとか、こういうことも分析しながら今後を進めていくことではないかなというふうに思っております。「私たち支援者が知っておくべきこと」として、小西先生の講演で「人権」という言葉を残していただきましたけれども、私たちの分野でいいますと「ヴィクティム・センタード (Victim-

centered)」という言葉も古くから使われてまいりました。当事者を中心にして、どのように、つながることができる支援、連携をつくっていくかという視点を皆が持つことが大切ではないかなと思っています。そのような意味では、このような機会に、たくさんの方と一緒にこのテーマを共有できたこと、それは非常に光栄なことであり、またあしたからの被害者支援に向かっていく礎になるのではないかと思っております。

このようなつたない司会で、まだ十分に議論はし尽くせなかったところもあるのですが、時間もなりましたので、これでパネルディスカッションは終了にさせていただきたいと思えます。どうも、ご協力、ご清聴ありがとうございました。